

平成27年度第1回江南市都市計画審議会 議事録

- 日時 平成27年7月10日（金） 午後3時～午後4時30分
- 場所 市役所 3階 第3委員会室
- 委員 出席委員12名（東義喜、幅章郎、中野裕二、高橋政稔、坪内一紀、鶴見正高、加藤幸治、倉知正憲、小椋雅江、織田庄司、宇野和明、古田みちよ）
- 傍聴者数 0人

- 資料1 都市計画、都市計画審議会について（議題2）

- ・都市計画、都市計画審議会について
- ・江南市都市計画審議会条例
- ・都市計画決定（変更）の流れ（概略）
- ・都市計画決定権者
- ・主な都市計画用語の概略説明

- 資料2 尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について（事前説明）（議題3）

- ・生産緑地買取申出に関するフロー
- ・変更状況調書
- ・箇所別調書
- ・生産緑地の変更理由書
- ・計画図
- ・公図
- ・買取申出管理調書
- ・生産緑地地区構成筆一覽表
- ・都市計画策定の経緯の概要

- 資料3 その他

- ・「第1回 市民と議会との意見交換会」のチラシ

■市長あいさつ

●議題1 江南市都市計画審議会会長・副会長の選出について

(市長) 会長・副会長の選出

●議題2 都市計画、都市計画審議会について

(事務局) (資料1に基づき説明)

(委員) 市民農園のために必要な一定の施設とは何か。

(事務局) 想定される施設としては、農機具、小さな耕運機、散水道具などを預けることができる倉庫(管理用具置場)のような施設が想定されると思われる。

(委員) 都市計画審議会と都市計画マスタープランの関連を知りたい。

(事務局) 江南市都市計画マスタープランでは、江南市の土地利用について、将来像、方向性など目標を定めている。目標に合わせた都市計画決定をする際に、都市計画審議会で審議をし、答申をして告示を行っている。江南市都市計画マスタープランに沿った都市計画決定をするために、都市計画審議会での審議が必要である。

反対に、江南市都市計画マスタープランに沿っていない都市計画決定が必要な場合は、江南市都市計画マスタープランを変更する必要がある。

(委員) マスタープランの変更は、どこの部署で行うのか

(事務局) 変更する内容、規模によって組織編制の有無が変わってくるが、組織を編制しない場合は、まちづくり課で変更を行う。

(委員) 江南市の土地利用対策について、委員会などはあるか。

(事務局) 小さな案件については、土地対策会議があるが、江南市全体では、編制されていない。

(委員) 「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とあるが、どういう意味か。

(事務局) 区画整理事業などで、都市基盤を整備していくことが、確実に行われる区域のことを示している。

●議題3 尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について（事前説明）

(事務局) (資料2に基づき説明)

(委員) 生産緑地地区の行為制限解除は、増加の傾向にあるか。

(事務局) 農業従事者の高齢化と後継者不足により増加傾向にある。

(委員) 行為制限解除後の土地は、現状どのような利用をされているか。

(事務局) 相続対策や、アパートを建設される状況が多く見受けられる。

(委員) 江南市の生産緑地は減少し、そこに住宅やアパートが建設され、新たに人が住むという傾向があるということか。

(事務局) その傾向は見受けられる。

(委員) 買取申出の受付の際は、面談は行っているか。

(事務局) 行っている。

(委員) 今回の都市計画変更の買取申出の申請の期間は、いつからいつまでの分か。

(事務局) 平成26年6月1日から平成27年5月31日までに受付した買取申出を対象としている。

(委員) 買取申出された土地の土地利用について、県と市の事業課以外で、意見を述べる機会はあるか。

(事務局) 県と市の事業課には、買取申出された土地について照会し、検討協議してもらっているが、都市計画審議会の中で、買取するか、事業化するか議論することは難しい。

- その他 「第1回 市民と議会との意見交換会」について
 - (事務局) 「第1回 市民と議会との意見交換会」の概要説明とチラシの紹介
 - (委員) 「第1回 市民と議会との意見交換会」について説明

□平成27年度第1回江南市都市計画審議会の終了

(事務局) 次回、第2回平成27年度江南市都市計画審議会は、11月に開催の予定である。